

アルコール事業法に係る重要なお知らせ

1. アルコール事業法違反

一部の許可事業者において、次を起因とするアルコール事業法（以下、「法」という。）違反が発生しています。（[「違反事例紹介チラシ（許可使用者向け）」（PDF 形式）](#) 参照）

- ・アルコール事業法に対する認識不足
- ・アルコール管理体制の不備、管理部門と製造部門の連携不足 等

たとえ『うっかりミス』であっても、法違反となれば、処分や罰則（次項参照）の対象となります。

今一度、許可事業者として、法 や [「手続きマニュアル」（アルコール使用の手引き）](#) を熟読の上、アルコール管理体制を構築（再確認）し、法に定める遵守事項を適正に履行してください。

■「手続きマニュアル」は、[経済産業省ホームページ](#) からご確認いただけます。

2. 自主点検表

法違反の未然防止を目的として、アルコール管理責任者や担当者が、法に定める遵守事項の対応状況等を点検する際に活用いただく「自己点検表」を近畿経済産業局アルコール室（以下、「アルコール室」という。）で作成しました（以下リンク参照）。

是非、定期的な点検や社内監査にご活用ください。

■許可使用者用（[No.1~2](#)、[No.3](#)） ■[販売事業者用](#) ■[製造事業者用](#) ■[輸入事業者用](#)

※自己点検で法違反を確認した場合は、直ちにアルコール室にご連絡ください。

3. アルコール業務報告書

毎年5月末日までに報告が必要です（法に定める義務）。

アルコールの取扱い実績がない場合でも報告が必要です。

以下リンクの「留意事項」を確認の上、必ず期日までにアルコール室にご提出ください。

■[許可使用者用](#) ■[販売事業者用](#) ■[製造事業者用](#) ■[輸入事業者用](#)

※記載漏れ等がある場合は、修正の上、再提出いただくことになります。

4. 申請、届出等のオンライン化

令和5年10月2日から法に定める申請、届出等（以下、「申請」という。）がオンラインで実施できるようになっています。

申請手続きの負担軽減に向け、活用をご検討ください。

なお、オンラインによる申請は「G ビズフォーム」を利用いただきますので、事前に申請用アカウント「G ビズ ID プライム」の取得が必要です。

■詳しくは [経済産業省ホームページ](#) をご確認ください。

アルコール事業法 処分・罰則

■ 業務改善命令（法第 10 条、法第 20 条、法第 25 条、法第 30 条）

許可の基準を満たさない可能性がある場合は、基準に適合するように必要な改善を行うよう命じることがある。

■ 許可の取消し等（法第 12 条、法第 20 条、法第 25 条、法第 30 条）

法及び法に基づく命令に違反した場合等は、許可の取消し、6 ヶ月以内の許可事業の一時停止を命じることがある。

■ 納付金の徴収（法第 36 条）

アルコール市場の流通秩序の維持・確保の観点から、法で定める違反行為に該当する場合は、納付金を国庫に納付することを命じる。

＜違反行為の例＞

- ・ 許可販売事業者が無許可事業者又は許可輸入事業者にアルコールを譲渡（輸出する場合を除く）
- ・ 許可使用者が許可を受けた用途以外の用途にアルコールを使用

■ 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金（法第 46 条）

- ・ アルコールの密造、密輸を行った場合

■ 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金（法第 47 条）

- ・ 許可使用者が無許可でアルコールを譲渡した場合
- ・ 違法に製造、輸入されたアルコールを所持、譲渡、譲受した場合

■ 200 万円以下の罰金（法第 48 条）

- ・ アルコール分を 90 度未満に希釈した場合（法令で許容される場合を除く）
- ・ 変更の許可を得ないでアルコールを使用した場合

■ 100 万円以下の罰金（法第 49 条）

- ・ 業務改善命令に違反した場合

■ 30 万円以下の罰金（法第 50 条）

- ・ 許可または承認した際の条件に違反した場合

■ 20 万円以下の罰金（法第 51 条）

- ・ 帳簿への虚偽の記載、年次報告の未提出の場合

(注)法の規定又は違反例を簡易に記載しています。詳しくは法や手続きマニュアルをご確認ください。